

一般社団法人 企業間情報連携推進コンソーシアム

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 企業間情報連携推進コンソーシアムと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、あらゆる企業が安全性の高い環境で情報を連携できる基盤を整備することで、個人及び企業の双方に有益なエコシステムの実現とオープンイノベーションの加速を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行うこととする。

- (1) 企業間の中立的な情報連携を実現する情報連携基盤の提供
- (2) 企業間における情報連携の普及・サービス提供
- (3) 企業間における情報連携により実現する新サービスの調査・研究・実証
- (4) 企業間における情報連携を利活用した新サービス創出に関わる意見・情報交換
- (5) 国内外の関係省庁や関係団体との連携及び意見・情報交換
- (6) シンポジウム、研究会、講座、セミナー等の企画・開催
- (7) その他、当法人の目的達成に資する事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(会員)

第6条 当法人に次の会員を置き、社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 社員会員 当法人の運営に主体的に関与し、社員総会での議決権を有する法人・団体

- (2) 正会員 当法人の目的に賛同し、活動を行う法人・団体
- (3) 特別会員 当法人の活動支援を表明する行政機関や非営利団体、有識者（個人）等であり、理事会により特別会員として承認されたもの

2 当法人の会員は、理事会において別に定める会員規程に基づき構成される。

3 会員は、本定款及び社員総会の決議事項を遵守しなければならない。

(社員会員の資格の取得)

第7条 当法人の社員会員になろうとする法人、団体は、社員総会の承認を受けなければならない。

(入会)

第8条 当法人の会員として、当法人に入会を希望する法人、団体または個人は、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得て、当法人の会員となる。

(年会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める会費規程に基づき、年会費等を支払わなければならない。

(退会)

第10条 退会を希望する会員は、その旨を当法人に届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前までに当法人に届け出なければならない。

2 前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う社員総会の特別決議（以下、「特別決議」という。）により当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則または社員総会の決議事項に違反した場合
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為をした場合
- (3) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合によるほか、次の各号の一に該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を滞納し、督促後もなお1年以上会費の納入を怠った場合
- (2) 総社員の同意があった場合
- (3) 会員が死亡または解散もしくは破産した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定により会員資格を喪失した場合は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員の名称等の公開)

第14条 当法人は、会員の名称に関して、以下の方法により公開することができる。

- (1) 当法人のホームページへの掲載
 - (2) 当法人の活動紹介資料等への掲載
 - (3) その他合理的な方法を用いた掲載
- 2 会員は、当法人に対して通知することにより当該会員の名称の公開を差し止めることができる。

(社員の資格の喪失)

第15条 社員は、第10条から第12条までの規定により、当法人の会員の資格を喪失した場合は、同時に社員の資格を喪失する。

- 2 社員は任意に、社員を辞任することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前までに当法人に届出なければならない。

第3章 社員総会

(構成及び議決権)

第16条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、1社員につき、1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部または重要な一部の譲渡
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令または本定款で定める事項

(種類及び開催)

第18条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面または電磁的記録をもって事務局へ招集の請求があったとき

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会決議に基づき、理事長が招集する。なお、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり社員総会を招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その書面または電磁的記録の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を開催するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より1週間前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面または電磁的記録をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。
- 4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決議方法)

第20条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、決議をすることができない。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。
- 4 社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

(議長)

第21条 社員総会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該社員総会において選任された他の理事がこれを行う。

(議決、報告の省略)

第22条 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項への社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名または記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第24条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事の中から理事長1名、副理事長1名、常務理事1名を選定できる。
 - 3 理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって、一般法人法上第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 法令または定款に定める理事及び監事の員数を欠くことになる場合に備えて、社員総会の決議により補欠理事及び補欠監事を選任することができる。
- 3 前項の補欠理事及び補欠監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の開始の時までとする。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
- 5 監事は、当法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 6 各理事につき、当該理事及びその親族等（法人税法施行令第3条に定める、当該理事の配偶者または3親等内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者をいう。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、当法人の職務を行う。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を総括する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その業務執行にかかる職務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 当法人の業務及び財産の状況を監督すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 社員総会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。ただし、理事会において議決権は有しない。
 - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、社員総会の決議によって、特定の理事につきその任期を短縮することを妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された理事が就任した場合の任期は、前任者または他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠により選任された監事が就任した場合の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 29 条 理事または監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(損害賠償責任の免除)

第 31 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事または当法人の使用人でない者に限る。）または監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 入会を希望する者に対する入会の承認

(種類及び開催)

第 34 条 当法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 2 回開催（ただし、4 か月を超える間隔で開催）する。
- 3 前項の通常理事会において、理事長、副理事長及び常務理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 26 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

- 第 35 条 理事会は、理事長が招集する。なお、理事長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり理事会を招集する。ただし、前条第 4 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 4 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第 4 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 4 項第 4 号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第 4 項第 2 号または第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって、開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長及び決議方法)

- 第 36 条 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときまたは欠けたときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。
- 2 理事会は、議決に加わることができる理事の数の過半数の出席がなければ、議事を行い、決議をすることができない。
 - 3 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案につき書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

（報告の省略）

第38条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、出席した理事長または第36条第1項の規定により議長に選任された理事並びに出席した監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

第6章 事務局

（設置）

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 分科会

（設置）

第41条 当法人は事業の円滑な運営を図るため、分科会を設置する。

- 2 分科会に関する規程は、別途定める。

第8章 資産及び会計

（事業年度）

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 43 条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。

- 2 予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得または支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 理事長は、毎事業年度、次の書類を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの各書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 当法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 9 章 基金

(基金を引き受ける受ける者の募集)

第 46 条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利)

第 47 条 基金は令和 3 年 3 月 31 日までは返還しない。

(基金の返還手続き)

第 48 条 基金の返還は、基金の拠出者が当法人に対して基金の返還を申し入れた後、定時社員総会決議を経て、理事長が行う。

(代替基金)

第 49 条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第 10 章 定款の変更、解散

(定款変更)

第50条 本定款を変更するには、社員総会の特別決議によらなければならない。

(解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、これを他の公益法人または国もしくは地方公共団体に帰属させる。

第11章 会員の秘密保持義務

(守秘義務)

第53条 会員は、当法人において、会員もしくは役員（以下「秘密情報指定者」という）の文書、口頭、物品を問わず「秘密」として開示される公知・公用となっていない情報は、秘密情報として取扱うものとし、秘密情報指定者からの事前の書面または電磁的記録による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

- 2 会員は、相手方から開示を受けた秘密情報について、自らの役員または従業員に対し、これを第三者に漏洩しないよう、これを遵守させるものとする。
- 3 会員が秘密情報を漏洩し、当法人もしくは秘密情報指定者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとする。

第12章 雑則

(定款に定めのない事項)

第54条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法及びその他の法令によるものとする。